平成２２年（フ）第２９４８号
東京都世田谷区玉川台２丁目10―13―303
債務者　高橋絵梨子
1　決定年月日時　平成22年２月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月20日まで
5　免責審尋期日　平成22年４月20日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第２９４９号
埼玉県桶川市大字坂田1572―１―B201
債務者　弥藤　健太（旧姓小森）
1　決定年月日時　平成22年２月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月20日まで
5　免責審尋期日　平成22年４月20日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第２９５１号
千葉県松戸市串崎新田226―45
債務者　相庭ひろ子
1　決定年月日時　平成22年２月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月20日まで
5　免責審尋期日　平成22年４月20日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第２９５２号
東京都八王子市北野町577―18　21番館103
債務者　倉田　敏光
1　決定年月日時　平成22年２月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月20日まで
5　免責審尋期日　平成22年４月20日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第２９５６号
東京都目黒区緑が丘３丁目６―15　くるみ荘
債務者　斎藤　みや
1　決定年月日時　平成22年２月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月20日まで
5　免責審尋期日　平成22年４月20日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第２９５７号
東京都江東区北砂４丁目19―30―1209
債務者　國分　秀久
1　決定年月日時　平成22年２月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月20日まで
5　免責審尋期日　平成22年４月20日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第２９５８号
東京都杉並区阿佐谷南３丁目37―７―501
債務者　平山　英治
1　決定年月日時　平成22年２月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月20日まで
5　免責審尋期日　平成22年４月20日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第２９５９号
神奈川県横浜市神奈川区菅田町1671―４―101
債務者　西田　友美（旧姓中川）
1　決定年月日時　平成22年２月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月20日まで
5　免責審尋期日　平成22年４月20日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第２９６７号
東京都杉並区和泉２丁目45―19
債務者　吉本　和代
1　決定年月日時　平成22年２月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月20日まで
5　免責審尋期日　平成22年４月20日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第２９６８号
千葉県千葉市若葉区千城台北１丁目３―80
債務者　芳賀　啓子
1　決定年月日時　平成22年２月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月20日まで
5　免責審尋期日　平成22年４月20日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第２９７０号
東京都中野区南台４丁目９―９　町田荘１階
債務者　新本　幸代
1　決定年月日時　平成22年２月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月20日まで
5　免責審尋期日　平成22年４月20日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第２９７３号
千葉県松戸市五香西２丁目20―10―２―１―204
債務者　三浦富三郎
1　決定年月日時　平成22年２月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月20日まで
5　免責審尋期日　平成22年４月20日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第２９７４号
埼玉県越谷市相模町１丁目191―１
債務者　大戸　幹夫
1　決定年月日時　平成22年２月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月20日まで
5　免責審尋期日　平成22年４月20日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第２９８４号
東京都豊島区上池袋４丁目17―13―108
債務者　吉田　一義
1　決定年月日時　平成22年２月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月20日まで
5　免責審尋期日　平成22年４月20日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第２９８８号
東京都足立区六木１丁目３―15―303
債務者　内山　孝之
1　決定年月日時　平成22年２月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月20日まで
5　免責審尋期日　平成22年４月20日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第２９９１号
千葉県市川市南行徳３丁目18―10―105
債務者　細川デイジーこと　ブルーノ　デイジー　ガーノ
1　決定年月日時　平成22年２月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月20日まで
5　免責審尋期日　平成22年４月20日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部